第 5040 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 8月 6日 水曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 国税不服審判所 H25.10～12 裁決事例を公表

Q：裁決事例が公表されたそうですが、どのようなものがありましたか？

A：次のようなものが公表されています。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成25年10月から12月までの裁決事例が16事例公表されました。内訳は、国税通則法関係が３件、所得税法関係が４件、法人税法関係が３件、相続税法関係が３件、消費税法関係が１件、国税徴収法関係が２件となっています。

主なものには、次のようなものがあります。

○法人税関係【中古資産の使用可能期間の年数を見積り適用する場合は、事業の用に供した最初の事業年度に適用しなければならないとした事例】

この事例は、中古建物に適用する耐用年数を当初、法定耐用年数を使っていたものをのちに見積簡便法に変更することが認められるかどうかが争われた事例です。

請求人は、中古建物の耐用年数について法定耐用年数を適用していた誤りに気付き、次の期において、見積法等による耐用年数を算定し適用したことは社会通念等に即するものであるから減価償却費の額は認められるべきであると主張しましたが、中古資産についての見積法等による耐用年数の算定は、その中古資産を取得してこれを事業の用に供した最初の事業年度に限りすることができ、その事業年度においてその算定をしなかった場合は、その後の事業年度において算定することができないとして、請求人の主張を退けました。